

## 登校許可証明書

那覇市立識名小学校 年 組

児童・生徒氏名

病名

診断年月日 年 月 日

上記の病気は、他の児童・生徒にうつるおそれがないと認められますので、

月 日より登校してもさしつかえないものと認めます。

令和 年 月 日

医療機関名

医師名

保護者の皆様へ

※ 下記の感染症の治癒後、登校を再開するにあたって当証明書を学校に提出ください。

第1種感染症(エボラ出血熱、ラッサ熱、特定鳥インフルエンザ、ジフテリア、ポリオ他)

第2種感染症(髄膜炎菌性髄膜炎、結核)

第3種感染症(腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、  
コレラ、腸チフス、パラチフス 他)

下記の出席停止期間の基準は、文部科学省発行「学校において予防すべき感染症の解説」より抜粋

|             | 病 名                                                              | 出 席 停 止 期 間 の 基 準                              | 登校再開時に<br>必要な書類                |
|-------------|------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|--------------------------------|
| 第<br>1<br>種 | エボラ出血熱、ラッサ熱、<br>特定鳥インフルエンザ、<br>ジフテリア、ポリオ他                        | 治癒するまで                                         | 登校許可証明書<br>(医師による証明)           |
| 第<br>2<br>種 | 百日咳                                                              | 特有の咳が消失するまで、又は5日間の適切な抗<br>菌薬治療法が終了するまで         | 罹患報告書<br>(保護者による報告)            |
|             | 麻疹(はしか)                                                          | 発しんに伴う発熱が解熱した後3日を経過するまで                        |                                |
|             | 風しん(三日はしか)                                                       | 発しんが消失するまで                                     |                                |
|             | 流行性耳下腺炎<br>(おたふくかぜ)                                              | 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5<br>日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで |                                |
|             | 水痘(水ぼうそう)                                                        | 全ての発しんがかさぶたになるまで                               |                                |
|             | 咽頭結膜熱(プール熱)                                                      | 発熱、咽頭炎、結膜炎などの主要症状が消退した<br>後2日を経過するまで           | インフルエンザ<br>経過報告書<br>(保護者による報告) |
|             | インフルエンザ (特定鳥イン<br>フルエンザを除く)                                      | 発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経<br>過するまで               |                                |
|             | 新型コロナウイルス感染症                                                     | 発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1<br>日を経過するまで            | 証明書不要                          |
|             | 髄膜炎菌性髄膜炎                                                         | 症状により学校医その他の医師において感染の恐<br>れがないと認められるまで         |                                |
| 結核          | 症状により学校医その他の医師において感染の恐<br>れがないと認められるまで(抗結核薬の予防投薬<br>は出席停止に該当しない) |                                                |                                |
| 第<br>3<br>種 | 腸管出血性大腸菌感染症                                                      | 病状により学校医その他の医師において感染の恐れ<br>がないと認められるまで         | 登校許可証明書<br>(医師による証明)           |
|             | 流行性角結膜炎                                                          |                                                |                                |
|             | 急性出血性結膜炎                                                         |                                                |                                |
|             | コレラ                                                              |                                                |                                |
|             | 腸チフス                                                             |                                                |                                |
|             | 細菌性赤痢                                                            |                                                |                                |
|             | パラチフス                                                            |                                                |                                |
|             | その他の感染症(感染性胃腸<br>炎、マイコプラズマ等)                                     | 発熱、下痢、嘔吐等、症状が改善し、全身状態が良く<br>なるまで               |                                |